



京 都 労 働 局

平成26年9月22日

午後4時00分解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担  
当

京都労働局労働基準部賃金室

賃金室長 谷口 誠

賃金指導官 清水和義

電話 075-241-3215

## 京都府最低賃金の改正決定（官報公示）について

10月22日から時間額789円に

京都労働局（局長 森川善樹）は、平成26年8月25日に京都地方最低賃金審議会から答申を受けた京都府最低賃金の改正決定に関して、その後、異議申出の受付、異議の取扱いに係る同審議会への諮問、審議会での審議及び京都労働局長への答申等、所要の手続きを経て、本日（9月22日）、現行の京都府最低賃金（時間額773円）を16円引上げて時間額789円にする旨の改正決定を行うとともに、官報公示を行いました。

改正された京都府最低賃金は、平成26年10月22日から発効となります。

京都府最低賃金は、府内のすべての事業場で働く労働者に適用されます。

### 【決定までの経過】

- 平成26年7月2日、京都労働局長は京都地方最低賃金審議会に対して京都府最低賃金の改正決定に係る調査審議を求めた（諮問）。
- 同審議会はこれを受けて、中央最低賃金審議会から示された「平成26年度地域別最低賃金額改定の目安について」を参考とし、調査審議を重ねた結果、平成26年8月25日に答申がまとめられた。
- 答申に対する異議申出については、申出期限までに3件の異議申出書を受理し、当該異議申出の内容について審議した結果、同審議会から「平成26年8月25日付け答申どおり決定することが適当」との答申を受けた。
- 以上の手続きを経て、京都労働局長は平成26年9月22日、京都府最低賃金の改正決定を行うとともに、官報公示を行った。

**【参考1】京都府最低賃金の過去の改正状況**

年度	最低賃金額	引上げ額	引上げ率(%)
平成 17 年	682	4	0.59
平成 18 年	686	4	0.59
平成 19 年	700	14	2.04
平成 20 年	717	17	2.43
平成 21 年	729	12	1.67
平成 22 年	749	20	2.74
平成 23 年	751	2	0.27
平成 24 年	759	8	1.07
平成 25 年	773	14	1.84
平成 26 年	789	16	2.07

**【参考2】近畿各府県及び主要都県の地域別最低賃金改正状況**

都府県名	改正最低賃金額	引上げ額	効力発生日
滋 賀 県	746 円	16 円	平成 26 年 10 月 9 日
京 都 府	789 円	16 円	平成 26 年 10 月 22 日
大 阪 府	838 円	19 円	平成 26 年 10 月 5 日
兵 庫 県	776 円	15 円	平成 26 年 10 月 1 日
奈 良 県	724 円	14 円	平成 26 年 10 月 3 日
和 歌 山 県	715 円	14 円	平成 26 年 10 月 17 日
東 京 都	888 円	19 円	平成 26 年 10 月 1 日
神 奈 川 県	887 円	19 円	平成 26 年 10 月 1 日
愛 知 県	800 円	20 円	平成 26 年 10 月 1 日